

○愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

令和3年3月26日条例第15号

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように公布する。

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者並びに指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定障害児入所施設の指定等を行うことができる者）

第3条 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）（同省令第37条（同省令第57条において準用する場合を含む。）を除き、同省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（非常災害対策）

第5条 指定障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、当該指定障害児入所施設の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における障害児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該指定障害児入所施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

- 2 指定障害児入所施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに障害児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び障害児に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
- 5 指定障害児入所施設は、非常災害が発生した場合に従業者及び障害児が当該指定障害児入所施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。